

## (案)

(仮称) 神戸都心地域 都市再生緊急整備地域 準備協議会  
設置要綱

## (設 置)

第 1 条 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成 14 年政令第 256 号）に規定された「神戸三宮駅周辺・臨海地域」における都市再生緊急整備地域の拡大に向けて必要な検討を行うため、「(仮称) 神戸都心地域 都市再生緊急整備地域 準備協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

## (協議内容)

第 2 条 協議会は、次に掲げる内容について協議を行う。

- (1) 都市再生緊急整備地域として政令で指定すべきエリア（素案）に関する事
- (2) 都市再生の目標・方針となる地域整備方針（素案）に関する事
- (3) その他都市再生の質の向上と民間投資の呼び込みに必要な事項に関する事

## (委 員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) 本市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

ただし、令和 4 年 4 月 1 日以降も協議会が継続する場合は、委員の再任を妨げない。

## (座 長)

第 4 条 協議会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会の会議（以下、「会議」という。）を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会 議)

第 5 条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。

4 委員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が出席したときは、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

5 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、

又は説明を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、座長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸三宮駅周辺・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議及び部会傍聴要綱（平成28年12月8日決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。